

## 告 示

### 埼玉県告示第二十九号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 講習の主催者

埼玉県知事 上田 清司

#### 二 講習日程及び講習会場

イ 令和元年九月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ロ 令和元年十一月十四日

埼玉県朝霞市青葉台一丁目十番五号

埼玉県朝霞保健所

ハ 令和二年一月三十一日

埼玉県川口市前川一丁目十一番一号

埼玉県南部保健所